

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JUNE 21ST 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 5月の主要経済指標 工業生産・消費は横ばい 投資は僅かに減速
- IMF 2017年中国GDP成長率を6.7%に上方修正 改革の加速を提言

【産 業】

- 5月の自動車販売台数 前年同月比▲0.1%

【貿易・投資】

- 天津市・青海省 最低賃金の引き上げを発表

【金融・為替】

- 5月のクロスボーダー人民元決済額
- 5月のマネーサプライ 前年同月比+9.6%と過去最低 人民元新規貸出 前月比100億元増の1兆1,100億元

■ RMB REVIEW

- 上値の重い展開を予想する

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国家発展改革委員会、工業情報化部の自動車投資プロジェクト管理の改善に関する意見」
- 「国务院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)の印刷・発布に関する通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆5月の主要経済指標 工業生産・消費は横ばい 投資は僅かに減速

国家統計局は14日、5月の主要経済指標を発表した。1-5月の固定資産投資は前年同期比+8.6%と、上昇幅は1-4月より0.3ポイント縮小した。うち、インフラ投資は同+20.9%（1-4月：同+23.3%）、不動産投資は同+8.8%（1-4月：同+9.3%）と、いずれも上昇幅が縮小した。

5月の工業生産（付加価値ベース）は前年同月比+6.5%と4月から横ばいだったが、汎用設備製造業（同+11.5%）、専用設備製造業（同+11.1%）、コンピュータ・通信・その他電子設備製造業（同+11.1%）、医薬品製造業（同+10.7%）等は高い伸びを示した。

また、5月の社会消費財小売総額も前年同月比+10.7%と4月から横ばいとなった。

同局は足元の経済運営について、消費や輸出の伸びが堅調に推移し内外需ともにバランスが取れ、総じて安定基調にあると評価。雇用については、1-5月の都市部雇用者数は前年同期比22万人増の599万人と、半年足らずで2017年の雇用目標である1,100万人の5割以上を達成し、非常に安定していると強調した。

＜5月の主要経済指標＞

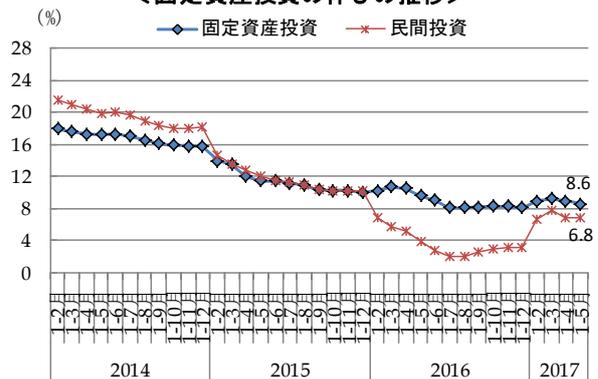
| 項目 | 金額 | 前年比(%) |
|-------------------|----------------|--------|
| 固定資産投資(除く農村企業投資)* | (億元) 203,718 | 8.6 |
| うち、国有部門 | (億元) 72,912 | 12.6 |
| うち、民間部門 | (億元) 124,329 | 6.8 |
| 産業別 | | |
| 第一次産業 | (億元) 5,938 | 16.9 |
| 第二次産業 | (億元) 77,572 | 3.6 |
| 第三次産業 | (億元) 120,208 | 11.6 |
| 工業生産(付加価値ベース)** | - | 6.5 |
| 社会消費財小売総額 | (億元) 29,459 | 10.7 |
| 消費者物価上昇率(CPI) | - | 1.5 |
| 工業生産者出荷価格(PPI) | - | 5.5 |
| 工業生産者購買価格 | - | 8.0 |
| 輸出 | (億米ドル) 1,910.3 | 8.7 |
| 輸入 | (億米ドル) 1,502.2 | 14.8 |
| 貿易収支 | (億米ドル) 408.1 | - |

*:1~5月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

＜固定資産投資の伸びの推移＞



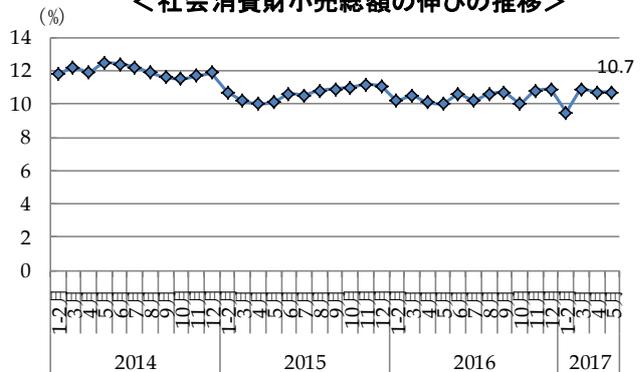
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜工業生産の伸びの推移＞



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜社会消費財小売総額の伸びの推移＞



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

◆IMF 2017 年中国 GDP 成長率を 6.7%に上方修正 改革の加速を提言

国際通貨基金(IMF)は14日、中国経済に対する年度審査の結果を発表した。

中国のGDP成長率について、足元では貸出と公共投資の拡大を含む政策支援が景気拡大の下支えとなっており、2017年は6.7%、2018年～2020年は年平均6.4%との予測を示した。2017年は前回の4月に続き今年に入って2回目の上方修正となった(1月予測:6.5%、4月予測:6.6%)。

一方、貸出と公共投資に依存した現在の成長軌道は最終的に急激な調整に繋がりがかねないとし、中期的に安定した発展を維持するには、改革の加速が必要であり、成長が力強く構造転換の圧力を緩める余裕のある今が改革を進める好機と提言した。

また、今後の改革については具体的に、投資から消費への転換加速、市場の役割の拡大、国有企業改革の加速、企業債務の削減、金融部門のリスク解消、持続的なポリシーミックス等を実施することと指摘した。

【産業】

◆5月の自動車販売台数 前年同月比▲0.1%

中国自動車工業協会の12日の発表によると、5月の自動車販売台数は前年同月比▲0.1%の209.6万台と、2ヶ月連続で前年を下回った。1-5月の累計では前年同期比+3.7%の1,118.2万台となった。

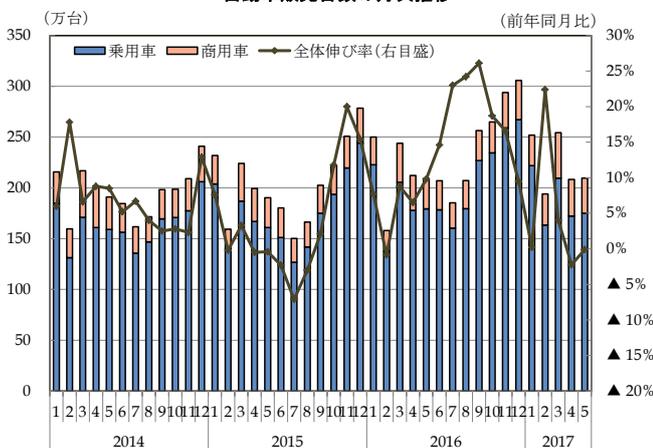
5月の車種別販売では、乗用車が前年同月比▲2.6%の175.1万台(4月:同▲17.8%、172.2万台)と前月より減少幅が縮小した。うち、排気量1,600cc以下の小型車は同▲9.2%の115.4万台(4月:同▲10.2%、113.7万台)となった。一方、商用車は同+15.2%の34.5万台(4月:同+5.3%、36.2万台)と、2ヶ月ぶりに2桁の伸び率を記録した。

乗用車のタイプ別では、セダンが同▲9.3%の83.9万台(4月:同▲7.7%、83.8万台)、SUV(スポーツ型多目的車)が同+13.5%の71.5万台(4月:同+11.1%、68.4万台)、MPV(多目的車)が同▲16.9%の15.0万台(4月:同▲19.9%、14.4万台)と、SUVは好調を維持した。

また、新エネルギー車は前年同月比+28.4%の4.5万台(4月:同+7.9%、3.4万台)。うち、電気自動車(EV)は同+49.0%の3.9万台(4月:同+19.4%、2.9万台)、プラグインハイブリッド車(PHV)は同▲28.3%の7,000台(4月:同▲26.8%、5,791台)となった。

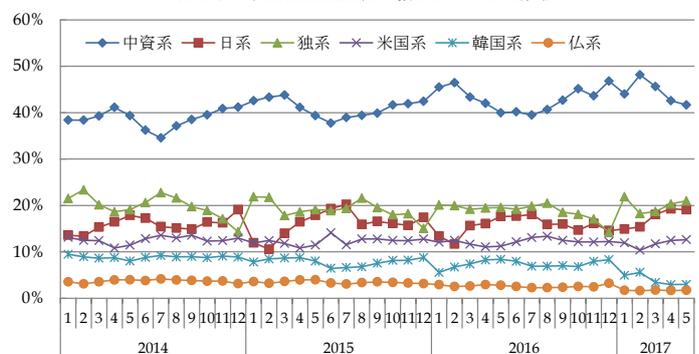
乗用車の国別販売シェアでは、中資系41.7%(4月:42.6%)、独系21.0%(4月:20.3%)、日系19.1%(4月:19.3%)、米国系12.6%(4月:12.5%)、韓国系3.0%(4月:3.0%)、仏系1.7%(4月:1.7%)と、外資系の中では日系がわずかにシェアを落とした。

＜自動車販売台数の月次推移＞

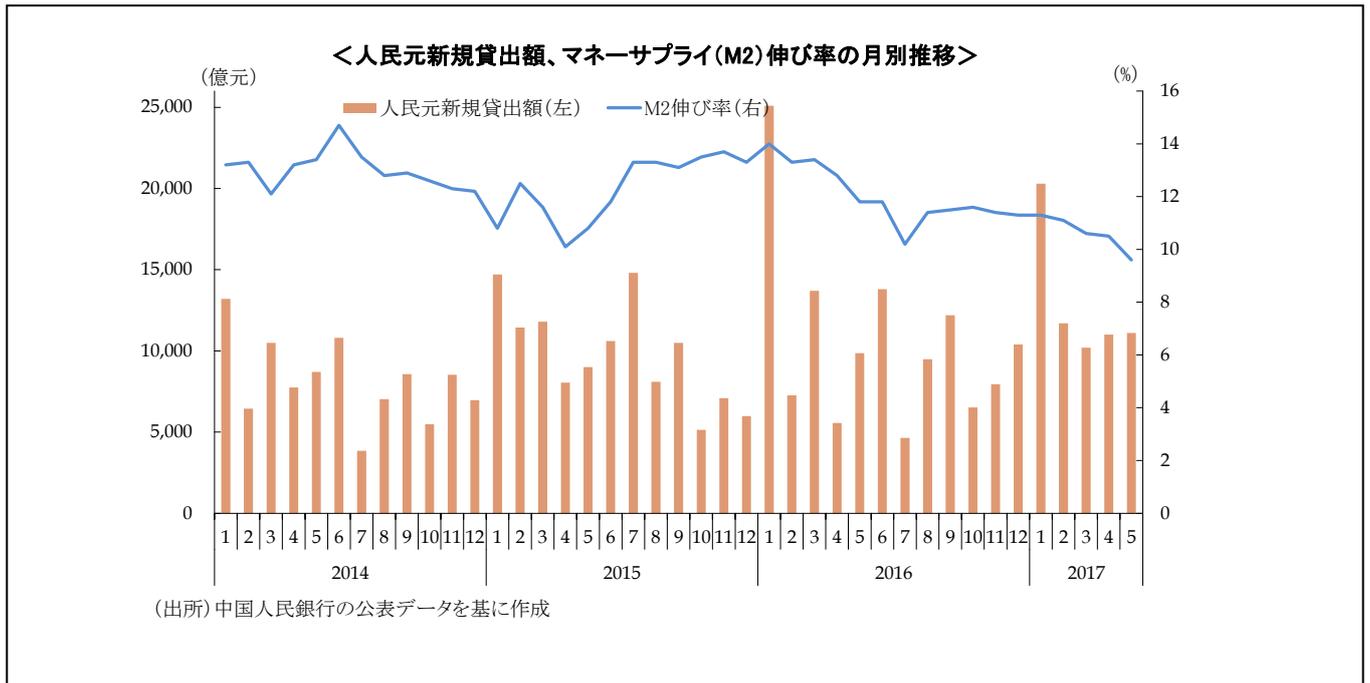


(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成



RMB REVIEW

◆上値の重い展開を予想する

今週(6/12～)の人民元相場は、週初6.7983で寄り付いた後、週中(6/14)にかけて、高値6.7880を示現した。しかし、その後は、①米利上げに中国人民銀行が追随しなかったこと^(※1)、②米国債利回りの反転上昇、③週後半の良好な米経済指標などが材料となり、週末(6/15)にかけて再び反落。約2週間ぶり安値6.8130を示現した。尚、6/14に発表された中国の主要経済指標(小売売上高、固定資産投資、鉱工業生産)は強弱まちまちの結果となった。同日海外時間には、国際通貨基金(IMF)より、中国の経済成長率見通し(2017年)の引き上げも報じられたが(6.6%から6.7%に上方修正)、人民元相場への影響は限られたものに留まった。

5年に1度の共産党大会を秋に控える中で、当局は「人民元相場の安定化」を志向している。先月後半(5/26)には、従来までの人民元安抑制方法に加えて、「対ドル基準値の算出方法変更^(※2)」といった新たな手法も導入された。人民元安抑制スタンスが強められたことから、6/7には、一時7ヶ月ぶり高値(6.7841)を記録した。もともと、こうした動きは早くも沈静化している。前回3月の米利上げ時のような中国人民銀行による追随と見せきリバースレポ金利の引き上げも見られなかった。対ドル基準値も概ね実勢に沿った水準で設定されている。オフショア人民元の翌日物金利も週を通して低水準に留まった。見極めにはもう少々時間を要するが、当局による人民元安抑制スタンスの変化(若干の緩和)に警戒が必要だ。来週は中国側のイベントに乏しく、米ドル主導の動きが見込まれる。米連邦公開市場委員会(FOMC)後のドル上昇を考慮し、来週の人民元相場は対ドルでやや弱含む展開を予想する。

(※1) 本年3月にFRBが利上げした際、中国人民銀行は追随してリバースレポ金利の引き上げなどを行った。

(※2) 中国外貨取引センター(CFETS)は5/26、対ドル基準値の算出方法として、従来までの「前日の市場終値」+「前日からの通貨バスケット変化幅」に、新たに「反循環的要素」を加えることを発表した。同要素の追加によって、①実勢相場が基準値に与える影響の軽減、②当局による基準値設定時の裁量余地拡大が見込まれる。

(6月16日作成) グローバルマーケットリサーチ

| 日付 | USD | | | | JPY(100JPY) | | HKD | | EUR | | 金利 (1wk) | 上海A株 指数 | |
|------------|--------|-------------------|--------|---------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|-------------|------------|--------|
| | Open | Range | Close | 前日比 | Close | 前日比 | Close | 前日比 | Close | 前日比 | | 前日比 | |
| 2017.06.12 | 6.7983 | 6.7960~ 6.8002 | 6.7981 | -0.0007 | 6.1806 | 0.0175 | 0.87180 | -0.0003 | 7.6269 | 0.0243 | 3.4000 | 3288.99 | -19.09 |
| 2017.06.13 | 6.7984 | 6.7958~ 6.7986 | 6.7981 | 0.0000 | 6.1713 | -0.0093 | 0.87152 | -0.0003 | 7.6179 | -0.0090 | 3.2800 | 3303.54 | 14.55 |
| 2017.06.14 | 6.7979 | 6.7928~ 6.7979 | 6.7970 | -0.0011 | 6.1663 | -0.0050 | 0.87083 | -0.0007 | 7.6145 | -0.0034 | 3.2000 | 3278.47 | -25.07 |
| 2017.06.15 | 6.7882 | 6.7881~ 6.8010 | 6.7975 | 0.0005 | 6.1955 | 0.0292 | 0.87161 | 0.0008 | 7.5919 | -0.0226 | 2.9000 | 3280.74 | 2.27 |
| 2017.06.16 | 6.8042 | 6.8042~ 6.8172 | 6.8139 | 0.0164 | 6.1245 | -0.0710 | 0.87367 | 0.0021 | 7.6179 | 0.0260 | 2.8000 | 3270.46 | -10.28 |

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2017 年 6 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

[政策]

【自動車産業政策】

○「国家発展改革委員会、工業情報化部の自動車投資プロジェクト管理の改善に関する意見」(発改産業[2017]1055号、2017年6月4日発布・実施)

自動車生産への投資に対する新たな管理措置。

■主な内容は、以下の通り。

1. ガソリン車の生産能力拡大の制限

- ・ 完成車を生産する独立法人の新規設立、既存の完成車企業の乗用車と商用車の両方への投資は原則として認可しない。
- ・ 既存の完成車企業が生産能力拡大を申請する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

- ① 前2年度の稼働率が全業種平均を上回っていること。
- ② 前年度の新エネルギー車の生産台数が全業種平均を上回っていること。
- ③ 前年度の研究開発費の主営業収入に占める比率が3%以上あること。
- ④ 製品に国際市場での競争力があること。
- ⑤ 乗用車生産企業は、上記のほかに、平均燃料消費量が国家標準と関係規定の要求を満たしていること。

2. 電気自動車への投資の奨励

- ・ 電気乗用車企業の新設(既存の商用車企業の乗用車生産を含む)の新設は、「電気乗用車企業新規建設管理規定」(国家発展改革委員会・工業情報化部 2015 年第 27 号令、2015 年 7 月 10 日施行)の要求に適合すること。(注: 現行の「自動車産業政策」に定められる総投資額と生産台数の最低基準は適用されない。)
- ・ 中外合弁の電気乗用車企業については、「自動車産業発展政策」の投資プロジェクト認可と合弁企業数の規定を適用しない。(注: 合弁企業数の規定は、同一の外国企業による合弁の完成車生産企業の設立は2社までとするというもの。)

■原文は、国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。

http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201706/t20170612_850518.html

【自由貿易試験区】

●「国務院弁公庁の自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)の印刷・発布に関する通知」(国弁発[2017]51号、2017年6月5日発布、同年7月10日実施)

自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストの改訂。詳細は、下記の解説をご参照。

■原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-06/16/content_5202973.htm

| | |
|--|---|
| <p>【税】 ○「財政部、国家税務総局の小規模薄利企業の所得税優遇政策範囲の拡大に関する通知」(財税[2017]43号、2017年6月6日発布、同年1月1日～2019年12月31日実施)</p> | <p>「企業所得税法」に定められる「小規模薄利企業」への優遇の拡大。課税所得額の上限を30万元から50万元に引き上げ、その50%に対して20%の税率で課税する。なお、「小規模薄利企業」の定義は、工業企業が課税所得額50万元以下、従業員数100人以下、資産総額3000万元以下、その他の企業が同じく50万元以下、80人以下、1000万元以下。 ■原文は、国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2660828/content.html</p> |
|--|---|

● 自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストが改訂される

今年6月5日付で自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)が改訂された。

2015年版の現行リストには50分野122項目が記載されているが、新リストでは40分野95項目に削減された。

現行リストから削除されたプロジェクトは、以下の通り。これらは実施される7月10日以降、制限または禁止の措置が解除され、届出により独資での企業設立・変更が可能となる。

()内は2015年版のリストでの扱い

1. 貴金属(金、銀、プラチナ)の探査・採掘 (制限類に指定)
2. リチウム鉱の採掘・選鉱 (制限類に指定)
3. 3トン級以上の民間用ヘリコプターの設計・製造 (中国側マジョリティが条件)
4. 6トン9座席以下の汎用航空機の設計・製造 (合弁・合作が条件)
5. 船舶用低・中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフトの製造 (中国側マジョリティが条件)
6. 海洋工事設備(モジュールを含む)の製造・修理 (中国側マジョリティが条件)
7. 電気自動車生産企業の新規設立 (自己ブランド、自主知的財産権、授権された発明特許の所有が条件)
8. 軌道交通運輸設備の製造 (合弁・合作が条件)
9. 都市軌道交通プロジェクト (設備国産化率の要件あり)
10. 民間用衛星の設計・製造、民間用衛星ペイロードの製造 (中国側マジョリティが条件)
11. モリブデン、錫(錫化合物を除く)、アンチモン(酸化アンチモンおよび硫化アンチモンを含む)など希少金属の精錬 (制限類に指定) ※2015年版のリストではタングステンも併記されているが、新リストでは単独で記載されている。
12. 「野生薬剤資源保護条例」と「中国絶滅危惧・希少保護植物名鑑」に記載される漢方薬剤の加工 (禁止類に指定)
13. 道路旅客運輸公司 (制限類に指定)
14. 外国船検数 (制限類に指定かつ合弁・合作が条件)
15. インターネットアクセスサービスの営業サイト (禁止類に指定)
16. 外国銀行支店の政府債券の代理発行、代理支払、受託販売 (禁止類に指定)
17. 外資銀行の人民元業務取り扱い (最低開業期間の要件あり)
18. 金融資産管理公司 (総資産の要件あり)
19. 外資保険公司の関連企業との出再保険または受再保険業務 (許可取得が条件)
20. “特殊普通パートナーシップ”会計事務所 (首席パートナーまたは最高管理者は中国国籍が条件)
21. 渉外調査機関、渉外社会調査項目 (許可取得が条件)
22. 格付サービス (制限類に指定)

23. 私用での出入国仲介サービス機関（法定代表者の資格要件あり）
24. 軍事、警察、政治および党学校などの教育機関（禁止類に指定）
25. 美術品、デジタル文献データバンクおよびその出版物などの輸入業務（禁止類に指定）
26. 公演仲介機関（制限類に指定かつ中国側マジョリティが条件）
27. 大型テーマパークの建設（制限類に指定）

以上

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

（回答時間：10 秒。回答期限：2017 年 7 月 21 日）

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Qe>